

事務所:

台湾10409台北市南京東路二段125号

偉成大樓7階

Tel: 886-2-2507-2811 • Fax: 886-2-2508-3711

E-mail: [tiplo@tiplo.com.tw](mailto:tiplo@tiplo.com.tw)

Website: [www.tiplo.com.tw](http://www.tiplo.com.tw)

東京連絡所:

東京都新宿区新宿2-13-11

ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号

Tel: 81-3-3354-3033 • Fax: 81-3-3354-3010

記事提供 : TIPLO Attorneys-at-Law 台湾国際專利法律事務所

© 2017 TIPLO, All Rights Reserved.

## TIPLO News

2017年7月号(J215)

このニューズメールは、知的財産分野を中心に、台湾の法律情報等を様々な角度から取り上げ、日本語と英語の両方で月に一回お届けしています。

台湾知的財産事情に対する理解を深め、新着情報をいち早くキャッチするための道具として、このニューズメールだけでなく、特許・商標・著作権等に関するあらゆる情報を完全網羅し、関連法制の改正から運用実務まで徹底解説する当所サイト <http://www.tiplo.com.tw> もぜひご活用ください。

### 今月のトピックス

- 01 審査官との面接、新制度が2017年7月1日からスタート
- 02 DVD 特許侵害事件の第二審、国碩科技に10億新台幣ドル余の賠償金支払い命令判決
- 03 「原住民の伝統的な知的創作に関わる専利出願案件処理原則」を制定
- 04 著作権法の全面改正案が行政院の審議を通過
- 05 国内大手工業用紙メーカー3社、共同行為訴訟で敗訴確定
- 06 知的財産局、営業秘密法一部改正案の公聴会を開催
- 07 日台技術ビジネス交流、スマート機械で世界とのリンクを促進

### 台湾知的財産権関連判決例

01 特許権関連

進歩性の判断は特許出願に係る発明全体を対象とすべきであり、引用発明の効果の優劣で論断するものではない。

## 今月のトピックス

J170703Y1

### 01 審査官との面接、新制度が2017年7月1日からスタート

知的財産局の公告によると、2017年7月1日から面接の新制度がスタートすると同時に、「専利案面詢作業要點（専利出願案件に関する面接作業要點）」<sup>\*</sup>を改正するという。同要點では、従来当事者の意思表示が不明確であることにより生じていた面接要否に係る争議を回避するため、当事者による面接の要請において「面詢申請書（面接要請書）」<sup>\*\*</sup>を提出することを義務付ける。さらに面接申請書には面接事項及び説明を記載しなければならない。双方が面接を行うにあたり意思疎通に役立つように、面接において意思疎通を図りたい議題を具体的に記述する。（2017年7月）

訳註

\*：「専利」には特許、実用新案、意匠が含まれる。

\*\*：日本の「上申書」に相当。

J170630Y1

### 02 DVD特許侵害事件の第二審、国碩科技に10億新台幣ドル余の賠償金支払い命令判決

コーニンクレッカ・フィリップス（Koninklijke Philips N.V.、以下「フィリップス社」）との間のDVD特許侵害訴訟について、国碩科技工業股份有限公司（Gigastorage Corporation、以下「国碩科技」）は2017年6月29日に知的財産裁判所第二審の判決結果を発表した。それによると、国碩科技はフィリップス社に対して10億3950万新台幣ドルの賠償金及び2017年6月25日から支払済みまで金利を支払うとともに、訴訟費用の3分の1を負担するよう命じる判決を受けたという。

2016年3月の知的財産裁判所第一審判決では、国碩科技に1050万新台幣ドルの支払いを命じる判決が出されていた。国碩科技では第二審判決書が手元に届いた後に上告したいとしている。（2017.06）

J170622Y1

### 03 「原住民の伝統的な知的創作に関わる専利出願案件処理原則」を制定

知的財産局の公告によると、台湾の原住民には特有の宗教祭儀、音楽、舞踏、歌曲、彫刻、織物、図案、服飾、民族工芸品又はその他の文化的成果を表現した知的創作があり、原住民の伝統的文化を尊重し、原住民の知的創作を保護するため、原住民の伝統的な知的創作に関わる専利（訳註：専利には特許、実用新案、及び意匠が含まれる）出願案件については審査段階において現在公開されている先行技術が斟酌されないことがないよう特別に「涉及原住民族傳統智慧創作之専利申請案處理原則（原住民の伝統的な知的創作に関わる専利出願案件処理原則）」を定めて、当局の審査官の参考に供し、審査の観点が一致するようにする。また審査官は審査過程において各種検索ツールを用いてできるだけ先行技術を調べるとともに、原住民族委員会に対して審査官に検索資料の出所を適時提供するよう協力を要請でき、協力し合い原住民の知的創作を保護していく。この処理原則は2017年6月26日から発効する。（2017年6月）

J170605Y3

### 04 著作権法の全面改正案が行政院の審議を通過

經濟部が提出した著作権法改正案について、行政院は第5回審査会議を招集し、会議の結論に基づいて修正と調整を行った結果、改正後の条文数は現行の117カ条から144カ条に増えている。今回は全面的な改正であり、その重点は次のとおり。

一、著作財産権の無形権能に係る規定の統合と改正

- 二. 著作者の帰属に係る規定の合理性の検討
- 三. 著作物の流通と利用を促進するため、著作者人格権に係る規定を改正
- 四. 頒布権と貸与権に係る規定を明確化
- 五. 実演家と録音著作物に対する保護の調整
- 六. 著作財産権の制限規定をより合理的になるよう改正
- 七. 著作財産権者不明の強制許諾権及び著作財産権の質権設定登記に係る規定の新設
- 八. 損害賠償に係る挙証が困難である問題について改正
- 九. 水際取締措置の改正と新設
- 十. 時代に合わない刑事責任規定の改正の検討（2017年6月）

J170701Y4

J170630Y4

#### 05 国内大手工業用紙メーカー3社、共同行為訴訟で敗訴確定

国内大手工業用紙メーカー3社である正隆股份有限公司（Cheng Loong Corp.）、栄成紙業股份有限公司（Long Chen Paper Co.,Ltd.）、及び永豊餘工業用紙股份有限公司（YFY Packaging Inc.）は2009年11月から2010年3月までの間に共同で紙板（段ボール）の価格を操作して、工業用紙市場の需給機能に影響を及ぼし、これが違反行為時の公正取引法第14条第1項本文にある共同行為禁止規定に違反しているとして、2010年5月5日に公平交易委員会（訳注：日本の公正取引委員会に相当、以下「公平会」）から正隆会社に500万新台湾ドル、栄成会社に300万新台湾ドル、永豊餘会社に200万新台湾ドル、合計1000万新台湾ドルの過料を科す処分が下された。上記3社はこれを不服として、いずれも行政訴訟と行政訴訟を提起し、7年間の審理手続きを経た後、2017年5月25日最高裁判所は上記3社には確かに共同行為があったと認定して公平会勝訴の判決を下し、判決が確定した。

本事件について最高行政裁判所は判決文の中で様々な共同行為の判断依拠を示すとともに、直接証拠に限らず、「間接証拠」を採用して共同行為を認定しているほか、大量に経済学理論を援用して、共同行為の合意の存在に関する補助的証拠としている。これは公平会による近年の共同行為に対する法執行の方向性と一致しており、今後の実務作業に対して重要な参考価値を有するものとなる。（2017年6月）

J170605Y4

#### 06 知的財産局、営業秘密法一部改正案の公聴会を開催

企業の営業秘密をより十全に保護し、知的財産全体を健全に発展させるため、知的財産局は営業秘密法の改正案を作成し、2017年5月5日に公聴会を開いた。「海外加重処罰を親告罪化するか」、「（支社登記のための）認可を受けていない外国法人を訴訟の主体とする規定を新設するか」、「取調べ段階における秘密保持命令の規定を新設するか」という3つの議題について検討し、参加者から活発に発言が出された。討論と決議の重点は次のとおり。

（\*：第13-2条にて外国、中国、香港又はマカオでの使用を意図して営業秘密を持ち出した罪については処罰を加重することを規定）

##### 一. 海外加重処罰を親告罪化するか

参加者は、執行面と政治経済環境を考慮すると改正は望ましくなく、且つ内証を奨励するため、現行の証人保護法と刑事訴訟法における司法取引規定のいずれでも犯罪に対する取調べ、審理の目的をすでに達成できているとの意見で一致した。また、台湾企業は中小企業が多く、リソースが不足しており、検察機関の協力を頼る必要があるため、同会議では現行規定を維持して非親告罪とするという結論を出した。

##### 二. （支社登記のための）認可を受けていない外国法人を訴訟の主体とする規定を新設するか

国際貿易を促進し、ボーダレス企業の対台湾投資を促進するため、専利法（訳注：特許法、実用新案法、意匠法に相当）、商標法及び著作権法を参照して、認可を受けていない外国法人を訴訟の主体とする規定を新設して、その権利と利益を保護することについては、各界から賛成する意見が出されたため、同会議では「認可を受けていない外国人は訴訟の主体となることができる」という規定を新設することを決議した。

### 三. 取調べ段階における秘密保持命令の規定を新設するか

現時点で秘密保持命令は智慧財産案件審理法（知的財産案件審理法）に基づいて裁判所の審理段階においてのみ適用され、検察官の取調べ段階には適用されない。このため、参加者は企業の営業秘密が取調べ段階で再度漏洩することを予防するため、検察官による取調べ段階にも秘密保持命令を発することができる制度を新設することに賛成するとともに、知的財産局には知的財産案件審理法の立法例を参酌して改正するよう建議した。会議では取調べ段階における秘密保持命令の適用規定を新設し、さらには知的財産案件審理法又は営業秘密法においても同規定を新設するとともに、裁判官又は検察官が命令を発するようになるべきだと決議した。知的財産局は再び司法院及び法務部と検討する予定。

さらに参加者が会議の中で提起した「営業秘密裁判書類における営業秘密の非公開」、「悪意の引き抜きを不正競争の一つの態様とみなすこと」、「刑法の商工秘密罪と営業秘密法の営業秘密罪の区別」等の議題については、その他の所轄機関に関わるため、知的財産局は参加者が提供した貴重な意見を参考とし、関連機関に知らせて話し合い、処理することになっている。（2017年6月）

## J170608Y5

### 07 日台技術ビジネス交流、スマート機械で世界とのリンクを促進

スマート機械の振興を加速して次の段階へ進め、日台双方のスマートマニュファクチャリング産業の交流とビジネスチャンス促進するため、台湾の「スマート機械産業振興オフィス」（訳注：2017年2月経済部と台中市政府が設立）が「JPCA Show 2017（第47回国際電子回路産業展）」の開催に合わせて、2017年6月8日に東京ビッグサイトで「2017年日台スマート機械フォーラム（Japan-Taiwan Smart Machinery Forum）」を開催し、その中で前記オフィスは三菱電機と提携覚書（MOU）に調印した。今後台湾のスマート機械関連業者と三菱e-F@ctory アライアンスとの提携を推進し、スマート機械向けアプリソフトに関する日台共同開発のチャンスを拡大して、この日台連盟を世界スマートマニュファクチャリング市場開拓のためのベストパートナーとしていく。

世界におけるスマートマニュファクチャリング発展というトレンドに対応するため、台湾は2016年に「スマート機械産業振興プログラム」の推進に着手し、「現地とのリンク」、「未来とのリンク」、「世界とのリンク」を3つの基軸戦略とし、産業の発展を推進している。産官学研の活力を統合する以外に、欧米や日本等の先進国におけるスマート機械産業との国際交流に重点を置いている。

2016年台湾PCB産業の生産額は5656億新台幣ドルに上り、世界市場におけるシェアも30.2%に達したため、台湾当局はPCB産業をスマートマニュファクチャリングの重点振興産業に組み入れ、「PCB智慧製造國家聯盟（PCBスマートマニュファクチャリング國家聯盟）」を立ち上げた。台湾におけるPCBスマートマニュファクチャリングのシステム統合（SI）力を育成するためにPCBスマートマニュファクチャリングのプラットフォーム構築と設備の通信プロトコールの統一を進めるとともに、日本のSI企業（e-F@ctoryアライアンス）と技術交流を行っていく。（2017年6月）

## 台湾知的財産権関連判決例

### 01 特許権関連

#### ■ 判決分類：特許権

I 進歩性の判断は特許出願に係る発明全体を対象とすべきであり、引用発明の効果の優劣で論断するものではない。

原告は「遠心型ファン（原文：離心式風扇）」を以て被告（知的財産局）に特許を出願したが、被告が審査した結果、特許は付与されなかった。原告はこれを不服として行政訴願を提起したが、經濟部に棄却されたため、知的財産裁判所に行政訴訟を提起した。

知的財産裁判所は判決において次のように指摘した。

進歩性審査の判断対象は係争発明全体であり、引用発明の効果の優劣で論断するものではない。係争発明の属する技術分野における通常の知識を有する者（以下「当業者」）が引用文献 1 に開示される技術内容に基づいて出願時における通常の知識を参酌したとき、係争発明は先行技術を調整して容易になし得るものであると認定できる。引用文献 1 は障害が形成されて空気吸入量が低下するため効果が劣ると原告は主張しているが、これは係争発明の進歩性を論断する依拠とはならない。引用文献 1 と引用文献 2 の組合せは係争発明請求項 1 の進歩性欠如を証明するに足る。被告が本件の特許出願案件に対してなした「特許を付与すべきでない」（拒絶査定）という処分は違法ではない。

## II 判決内容の要約

知的財産裁判所行政判決

【裁判番号】105 年度行専訴字第 36 号

【裁判期日】2016 年 9 月 29 日

【裁判事由】特許出願

原告 台達電子工業股份有限公司 (DELTA ELECTRONICS, INC.)

被告 經濟部知的財産局

上記当事者間における特許出願事件について、原告は經濟部 2016 年 3 月 23 日経訴字第 10506302820 号訴願決定を不服として行政訴訟を提起した。当裁判所は次のように判決する。

主文

原告の請求を棄却する。

訴訟費用は原告の負担とする。

### 一 事実要約

原告は 2011 年 11 月 9 日に「遠心型ファン（原文：離心式風扇）」を以て被告に特許を出願した（以下「係争発明」）。その特許請求の範囲における請求項は計 9 項ある。また 2014 年 3 月 11 日に補正が提出された。被告が審査した結果、特許は付与されなかった（拒絶査定がなされた）。原告はこれを不服として、2014 年 9 月 2 日に再審査を請求して、補正を提出した。被告は 2014 年 9 月 2 日の補正内容に基づいて審査した結果、特許を付与できない状況（拒絶理由）があると認め、原告に補正又は応答するよう通知した。原告は再び 2015 年 8 月 12 日に補正を提出した。被告は補正を許可し、2015 年 8 月 12 日の補正内容に基づいて審査した結果、本願は専利法（訳注：特許法、実用新案法、意匠法に相当）第 22 条第 2 項規定に違反すると認め、2015 年 9 月 30 日に（104）智専三（三）05126 字第 10421328440 号再審査拒絶査定書を以て「本願は特許を付与すべきでない」という処分（以下「原処分」）をなした。原告はこれを不服として行政訴願を提起し、經濟部 2016 年 3 月 23 日経訴字第 10506302820 号訴願決定を以て棄却された後、当裁判所に行政訴訟を提起した。

### 二 両方当事者の請求内容

- (一) 原告の請求：訴願決定及び原処分を取り消し、被告は第 100140875 号「遠心型ファン」特許出願案件に特許を付与する（許可査定）処分をなすべきである。
- (二) 被告の請求：原告の請求を棄却する。

### 三 本件の争点

引用文献 1 と引用文献 2 の組合せは、係争発明請求項 1 乃至 9 の進歩性欠如を証明できるか。

- (一) 原告の主張：省略。判決理由の説明を参照。
- (二) 被告の答弁：省略。判決理由の説明を参照。

### 四 判決理由の要約

- (一) 係争発明は一つのインペラと一つのハウジングを有する遠心型ファンを提供するもので、インペラは一つの軸心と一つのブレードを有し、ハウジングは一つの上ハウジング、一つの下ハウジング、少なくとも一つの凸部及び一つの第一空気吸入口を有し、その中で凸部は上ハウジングと下ハウジングのうち少なくとも一つに設置され、且つブレードの周囲に設置される。第一空気吸入口は上ハウジングに設置され、第一空気吸入口は一つの第一エリアと一つの第二エリアを有し、第一エリアの半径は第二エリアの半径よりも大きい。気流漏れによる圧力低下現象の発生を減らし、さらに空気吸入口のサイズを調整して空気吸入量を増やすことで、最も優れた放熱効果を達成できる。つまり、有効に気流を導入して、気流漏れによる圧力低下現象の発生を減らすという目的を達成するために係争発明が採用する技術的手段とは、上ハウジングと下ハウジングのうち少なくとも一つに凸部を設置し、凸部はブレードの近く、又はブレードと前記上ハウジング又は前記下ハウジングとの間の間隙に設置することである。空気吸入量を有効に増やして、最も優れた放熱効果を達成するという目的を達成するために係争発明が採用する技術的手段とは、第一空気吸入口に一つの第一エリアと一つの第二エリアを設置し、第一エリアの半径を第二エリアの半径よりも大きくすることである。
- (二) 係争発明の請求項 1 の技術的特徴は、以下のように分けることができる。つまり、1. 遠心型ファンは一つの軸心と一つのブレードを有する一つのインペラと、一つの上ハウジング、一つの下ハウジング、少なくとも一つの凸部及び一つの第一空気吸入口を有し、前記インペラを包み込む一つのハウジングとを有すること、2. その中で前記凸部は上ハウジングと下ハウジングのうち少なくとも一つに設置され、且つブレードの外側に設置されること、3. 前記第一空気吸入口は前記上ハウジングに設置され、前記第一空気吸入口は一つの第一エリアと一つの第二エリアを有し、前記第一エリアの半径は前記第二エリアの半径よりも大きいこと、4. その中で前記ブレードと前記上ハウジング又は前記下ハウジングとの間に一つの間隙があり、前記凸部には高さがあり、かつ前記凸部の高さが前記間隙の四分の一よりも大きく、前記ハウジングに複数の凸部があるときは、それら凸部がいずれも前記上ハウジング又は前記下ハウジングに設置されていること、である。
- (三) 引用文献 1 の要約には、遠心ファン（原文：離心風扇）であって、前記遠心ファンにはフレームとフレーム内に収納されるスターター及びローターとが含まれ、前記フレームには上板部、底板部及び上板部と底板部を連結する側面部があり、前記上板部と底板部のうち少なくとも一つに空気吸入口があり、前記空気吸入口の周縁にはフレームの内部環に向かって一つの風防壁を設置しているという技術的特徴が開示されている。また引用文献 1 の図 1 にはローター 40 に一つのハブ 41 と一つのブレード 42 があると開示されている。その中のローター、ハブ、ブレード、フレーム、上板部、底板部、風防壁及び空気吸入口は、係争発明請求項 1 のインペラ、軸心、ブレード、ハウジング、上ハウジング、下ハウジング、凸部及び第一空気吸入口を対応しており、係争発明請求項 1 の「遠心型ファンは一つの軸心と一つのブレードを有する一つのインペラと、一つの上ハウジング、一つの下ハウジング、少なくとも一つの凸部及び一つの第一空気吸入口を有し、前記インペラを包み込む一つのハウジングとを有する」という技術的特徴がすでに開示されている。
- (四) 引用文献 1 の図 1 には、前記風防壁 26 が前記底板部 22 に設置されるという技術的特徴が開示されており、係争発明請求項 1 の「前記凸部は上ハウジングと下ハウジングのうち少なくとも一つに設置される」という技術的特徴がすでに開示されている。ただし引用文献 1 図 3 に、風防壁 26 は第一ブレード部 422 の下端と第二ブレード部 424 の下端の連結部位に相対していることが開示されている。係争発明請求項 1 の凸部が前記ブレードの外側に設置されているのとは異なる。
- (五) 引用文献 2 の図 1 には、第一ハウジング 102 の空気吸入口には一つの主空気吸入口 104 と一つの副空気吸入口 106 を有し、前記副空気吸入口エリアの半径は前記主空気吸入口エリアの半径が大きいという技術的特徴が開示されている。その中の第一ハウジング、副空気吸入口及び主空気吸入口は、係争発明請求項 1 の上ハウジング、第一エリア及び

第二エリアに対応しており、係争発明請求項 1 の「前記第一空気吸入口は前記上ハウジングに設置され、前記第一空気吸入口は一つの第一エリアと一つの第二エリアを有し、前記第一エリアの半径は前記第二エリアの半径よりも大きい」という技術的特徴がすでに開示されている。

(六) 引用文献 1 の図 3 には、前記ブレード 42 と前記底板部 22 との間に間隙があり、前記風防壁 26 には高さがあることが開示されており、さらに引用文献 1 の明細書 8 ページには「風防壁 26 の高さは約 1.5mm であり…ブレード 42 の第一ブレード部 422 の下端と第二ブレード部 424 の下端の連結部位が風防壁 26 の上方に相対しており、風防壁 26 の上面とは約 0.5mm の距離があり、ファンの運転時にブレード 42 と風防壁 26 との間に摩擦が生じることを回避するものである」と記載されており、引用文献 1 には係争発明請求項 1 の「前記ブレードと前記上ハウジング又は前記下ハウジングとの間に一つの間隙があり、前記凸部には高さがあり、かつ前記凸部の高さが前記間隙の四分の一よりも大きい」という技術的特徴が開示されていることがわかる。ただし、引用文献 1 では底板部に設置されている風防壁は一つだけであり、係争発明請求項 1 にある「複数の凸部がいずれも前記上ハウジング又は前記下ハウジングに設置されている」ことは開示されていない。

(七) 以上のことから、係争発明請求項 1 と引用文献 1、2 との相違点は、引用文献 1、2 に係争発明請求項 1 の「凸部がブレードの外側に設置される」、「前記ハウジングに複数の凸部があるときは、それら凸部がいずれも前記上ハウジング又は前記下ハウジングに設置されている」という技術的特徴が開示されていないということである。ただし、有効に気流を導入して、気流漏れによる圧力低下現象の発生を減らすという目的を達成するために係争発明が採用する技術的手段としては、上ハウジングと下ハウジングのうち少なくとも一つに凸部を設置し、凸部はブレードの近く、又はブレードと前記上ハウジング又は前記下ハウジングとの間の間隙に設置するだけでよく、一方、引用文献 1 の底板部の空気吸入口近くの周縁環に一つの風防壁が設置され、前記風防壁が前記ファン内の高圧気流が空気吸入口から漏れ出ないように隔てて、空気吸入口から入る気流とファン内の高圧気流が互いに干渉し合うのを軽減し、空気吸入口から空気を吸入しやすいようにしており、両者の技術手段と達成しようとする効果がいずれも同じである。係争発明の前記凸部をブレードの外側に設置することは、引用文献 1 の風防壁を空気吸入口の周縁（即ちブレードと前記底板部との間隙）に設置して空気の漏れによる圧力低下を軽減するのと同じ効果を有するもので、かつ係争発明の明細書全体に凸部の設置位置のその他の効果が記載されていないため、凸部をブレードの外側に設置するという技術的特徴は、引用文献 1 の風防壁の設置位置を簡単に調整、変更したにすぎず、当業者であれば容易になし得るものである。さらに複数の凸部の部分については、凸部の数を簡単に変更したもので、構造上の簡単な設計事項に該当し、当業者であれば、引用文献 1 に開示される単一の凸部の技術的特徴を参酌し、客観的に単一の凸部を複数の凸部に変更することができる。以上をまとめると、引用文献 1 と引用文献 2 の組合せは係争発明請求項 1 の一部の技術的特徴を開示しており、両者の相違点も発明全体で判断すると、自明なものに該当する。

(八) 係争発明請求項 1 と引用文献 1、引用文献 2 とは同じく気流漏れによる圧力低下現象を減らして空気吸入量を増やすという作用を有するため、解決しようとする課題の性質及び効果は実質的に同じである。また引用文献 1 と引用文献 2 はいずれも同じく遠心ファンという同じ技術分野に属する発明であり、いずれも作用の関連性を有するもので、当業者であれば引用文献 1 と引用文献 2 を組み合わせる合理的な動機付けがあり、係争発明請求項 1 の技術的特徴を容易になし得るほか、予期せぬ効果ももたらされていない。よって、引用文献 1 と引用文献 2 の組合せは係争発明請求項 1 の進歩性欠如を証明するに足る。

(九) 原告は行政訴訟訴状の理由において以下のように主張している。引用文献 1 の風防壁の位置は気流を垂直に取り入れて前進させるため、すぐに気流ルートに導くことができず、障害が形成され、空気吸入量の減少を招き、さらに進入した気流がブレード全体の

仕事を受けておらず、進入した気流の圧力を有効に高めることができずにハウジング内部気圧との気圧差が増大し、気流を戻す駆動力が増大して、気流が戻るのを有効に回避できない。また係争発明はハウジング内部気圧が低い対応する位置に凸部を設けなくともよく、複数の凸部を配置することで、進入した気流が外部へ戻ることを避けるとともに、気流の進入障害が形成されるのを回避するという優れた効果を上げるのに役立つ云々。ただし調べたところ、次のとおりである。

1. 進歩性の判断は特許出願に係る発明の全体を対象とすべきであり、当業者が先行技術に基づき、出願時における通常の知識を参酌して、先行技術を組合せ、調整（簡単な変更）、置換又は転用して特許出願に係る発明をなし得ると認定できるならば、その発明は容易になし得るものであると認定すべきである。よって進歩性審査の判断対象は係争発明全体であり、引用発明の効果の優劣で論断するものではない。係争発明の当業者が引用文献1に開示される技術内容に基づいて出願時における通常の知識を参酌したとき、係争発明は先行技術を調整して容易になし得るものであると認定できることは前述したとおりである。引用文献1は障害が形成されて空気吸入量が低下するため効果が劣るといふ原告の上記主張は、係争発明の進歩性を論断する依拠とはならず、その主張は採用するに足るものではない。
2. 最後に、係争発明請求項1では複数の凸部がいずれも前記上ハウジング又は前記下ハウジングに設定されるという技術的内容のみが特定されており、複数の凸部の形状や排列の状況については特定されていない。その権利の範囲は連続する又は連続しない複数の凸部という状況をカバーできる。断続的に分布する複数の凸部は進入した気流が外部へ戻ることを避けるとともに、気流の進入障害が形成されるのを回避するという優れた効果を有すると原告が主張し、係争発明の効果が引用文献1より優れており進歩性を有する論拠としているが、採用できない。よって係争発明の複数の凸部は、凸部の数量の簡単な変更であると思ふべきであり、構造上の簡単な設計事項に該当し、当業者であれば、引用文献1に開示される単一の凸部の技術的特徴を参酌し、客観的に単一の凸部を複数の凸部に変更することができる。
3. 原告はさらに、係争発明に対応する中国特許と米国特許はそれぞれ特許権（CZ000000000B、US0000000B2）が付与されており、わが国は国際特許社会の一員であり、特許の進歩性要件の認定に対して根本的な違いはないはずである云々と主張している。しかし調べたところ、特許要件の判断は各国間で違いがあり、特許制度は本質的に属地主義である。さらに係争発明の外国対応案件が公衆審査制度（例えば異議申立て又は無効審判の制度）でチェックされているか分からず、係争発明の進歩性要件の判断は、わが国の専利法及び関連規定に基づいて判断すべきであり、原告は係争発明の外国対応出願がその他国の審査で特許を取得した事実を以って、係争発明がわが国の特許の進歩性要件を満たすと主張してはならない。

(十) 係争発明請求項2は請求項1に直接従属する従属項であり、請求項1の前記ハウジングがさらに一つの空気吹出口を有し、前記上ハウジングと下ハウジングの間に設置されているという従属的な技術的特徴でさらに特定されている。調べたところ、引用文献1の図1にはフレーム20の一方に空気吹出口が設置され、前記空気吹出口は前記上板部21と底板部22の間に設置されている。よって引用文献1はすでに係争発明請求項2の従属的な技術的特徴を開示しており、引用文献1と引用文献2の組合せは係争発明請求2の進歩性欠如を証明するに足る。

(十一) 係争発明請求項3は請求項1に直接従属する従属項であり、請求項1の前記軸心が円心であり、前記第一エリアの角度が270度より小さいという従属的な技術的特徴でさらに特定されている。調べたところ、引用文献2の図1から、軸心が円心であり、前記副空気吸入口106の角度が270度より小さいことが明らかに分かる。よって引用文献2はすでに係争発明請求項3の従属的な技術的特徴を開示しており、引用文献1と引用文献2の組合せは係争発明請求3の進歩性欠如を証明するに足る。

(十二) 係争発明請求項4は請求項1に直接従属する従属項であり、その請求項1の前記凸部が環状又は円弧状であってもよいという従属的な技術的特徴でさらに特定されている。調べたところ、引用文献1の図1には風防壁26が環状又は円弧状を呈してもよいこと



が開示されている。よって引用文献 1 はすでに係争発明請求項 4 の従属的な技術的特徴を開示しており、引用文献 1 と引用文献 2 の組合せは係争発明請求 4 の進歩性欠如を証明するに足る。

(十三) 係争発明請求項 5 は請求項 1 に直接従属する従属項であり、請求項 1 の前記下ハウジングには一つののど部を有するという従属的な技術的特徴でさらに特定されている。調べたところ、引用文献 1 の図 1 には前記底板部 22 にのど部がある。よって引用文献 1 はすでに係争発明請求項 5 の従属的な技術的特徴を開示しており、引用文献 1 と引用文献 2 の組合せは係争発明請求 5 の進歩性欠如を証明するに足る。

(十四) 係争発明請求項 6 は請求項 2 に直接従属する従属項であり、請求項 2 の前記凸部が前記上ハウジング又は下ハウジングの前記空気吹出口に近い側に設置されるという従属的な技術的特徴でさらに特定されている。調べたところ、引用文献 1 の図 1 には、前記風防壁 26 が環状を呈し、かつ下空気吸入口 24b に位置していることが開示されているものの、係争発明の凸部が前記空気吹出口に近い側に位置するという技術的特徴が開示されていない。ただし、係争発明の説明書全体に凸部が前記空気吹出口に近い位置に設置することによる如何なる効果も開示されておらず、係争発明の空気吹出口に対する前記凸部の設置位置が、引用文献 1 に対する予期せぬ効果を有さない。よって係争発明の凸部が前記空気吹出口に近い側に設置されるという技術的特徴は、引用文献 1 の風防壁の設置位置を簡単に調整、変更したものにすぎない。さらに引用文献 1 の図 1 に前記環状風防壁の一部である円弧部が前記底板部 22 の前記空気吹出口に近い側に設置されることが開示されており、係争発明請求項 6 の従属的な技術的特徴に相当するとみなすことができる。よって引用文献 1 と引用文献 2 の組合せは係争発明請求 6 の進歩性欠如を証明するに足る。

(十五) 係争発明請求項 7 は請求項 2 に直接従属する従属項であり、請求項 2 の前記凸部が前記上ハウジング又は下ハウジングの前記空気吹出口から遠い側に設置されるという従属的な技術的特徴でさらに特定されている。調べたところ、引用文献 1 の図 1 には、前記風防壁 26 が環状を呈し、かつ下空気吸入口 24b に位置していることが開示されているものの、係争発明の凸部が前記空気吹出口から遠い側に位置するという技術的特徴が開示されていない。ただし、係争発明の明細書全体には前記凸部が前記空気吹出口から遠い位置に設置されることによる如何なる効果も開示されておらず、係争発明の空気吹出口に対する前記凸部の設置位置が引用文献 1 に対する予期せぬ効果を有さない。よって係争発明の凸部が前記空気吹出口から遠い側に設置されるという技術的特徴は、引用文献 1 の風防壁の設置位置を簡単に調整、変更したものにすぎない。さらに引用文献 1 の図 1 に前記環状風防壁の一部である円弧部が前記底板部 22 の前記空気吹出口から遠い側に設置されることが開示されており、係争発明請求項 7 の従属的な技術的特徴に相当するとみなすことができる。よって引用文献 1 と引用文献 2 の組合せは係争発明請求 7 の進歩性欠如を証明するに足る。

(十六) 係争発明請求項 8 は請求項 1 に直接従属する従属項であり、請求項 1 の前記ハウジングにはさらに一つの第二空気取入口があり、前記下ハウジングに設置されているという従属的な技術的特徴でさらに特定されている。調べたところ、引用文献 1 の図 1 には前記フレーム 20 にはさらに下空気吸入口 24b があり、前記底板部 22 に設置されている。よって引用文献 1 はすでに係争発明請求項 8 の従属的な技術的特徴を開示しており、引用文献 1 と引用文献 2 の組合せは係争発明請求 8 の進歩性欠如を証明するに足る。

(十七) 係争発明請求項 9 は請求項 1 に直接従属する従属項であり、請求項 1 の前記ハウジングには二つの空気吹出口があり、それらの空気吹出口はそれぞれ前記ハウジングの両側に設置されているという従属的な技術的特徴で、さらに特定されている。調べたところ、引用文献 1 の図 1 には、フレーム 20 の一方にのみ一つの空気吹出口があり、係争発明請求項 9 の二つの空気吹出口があり、それらの空気吹出口はそれぞれ前記ハウジングの両側に設置されている部分が開示されていない。両者の相違点は当業者にとって、ハウジングの両側に二つの空気吹出口を設置することにより二面から風を吹き出すこと

ができるという点のみで、これは本質的な固有の機能に過ぎず、予期せぬ効果をもたらしていない。よってハウジングに二つの空気吹出口を設置するという技術的特徴は空気吹出口の数量を簡単に変更したものにすぎず、当業者であれば容易になし得る。よって引用文献 1 と引用文献 2 の組合せは係争発明請求 9 の進歩性欠如を証明するに足る。

(十八) 以上をまとめると、引用文献 1 と引用文献 2 の組合せは係争発明請求項 1 乃至 9 の進歩性欠如を証明するに足る。被告が本件の特許出願案件に対してなした「特許を付与すべきでない」(拒絶査定) という処分は違法ではなく、(原処分を) 維持する訴願決定も法に合わないところはない。

以上の次第で、本件原告の請求には理由がなく、智慧財産案件審理法(知的財産案件審理法) 第 1 条、行政訴訟法第 98 条第 1 項前段により、主文のとおり判決する。

2016 年 9 月 29 日  
知的財産裁判所第二法廷  
裁判長 李維心  
裁判官 蔡如琪  
裁判官 彭洪英

**TIPLO**  
Attorneys-at-Law

**TIPLO**  
Attorneys-at-Law  
Since 1965

台灣國際專利法律事務所

事務所:  
台湾10409台北市南京東路二段125号  
偉成大樓7階  
Tel: 886-2-2507-2811 • Fax: 886-2-2508-3711  
E-mail: [tiplo@tiplo.com.tw](mailto:tiplo@tiplo.com.tw)  
Website: [www.tiplo.com.tw](http://www.tiplo.com.tw)

東京連絡所:  
東京都新宿区新宿2-13-11  
ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号  
Tel: 81-3-3354-3033 • Fax: 81-3-3354-3010

記事提供 : TIPLO Attorneys-at-Law 台湾國際專利法律事務所  
© 2017 TIPLO, All Rights Reserved.